

結果の概要

1 平成26年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成26年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、特別法犯（※1）はやや増加しているものの、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反はそれぞれ減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員も同様に減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成26年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,237,233人で、前年に比べると7.2%（95,684人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は3.6%（9,618人）、道路交通法等違反は8.5%（30,668人）それぞれ減少し、特別法犯は0.4%（335人）増加している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は561,861人で、刑法犯全体の68.8%、総数の45.4%を占めるが、前年に比べると9.0%（55,733人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,237,233	100.0	-7.2
刑法犯	255,316	20.6	-3.6
特別法犯	90,789	7.3	0.4
自動車による過失致死傷等	561,861	45.4	-9.0
道路交通法等違反	329,267	26.6	-8.5

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成21年以降の推移を罪種別に見る（表2）と刑法犯、特別法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の全ての罪種において減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
総数	100	96	90	86	81	75	
刑法犯	100	97	91	88	83	80	
特別法犯	100	94	87	85	81	81	
自動車による過失致死傷等	100	98	94	90	86	78	
道路交通法等違反	100	92	85	80	73	67	

（注）1 平成21年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成26年における刑法犯の通常受理人員は817,177人で、前年に比べると7.4%（65,351人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、放火（6.3%、53人）、強制わいせつ・強姦（3.2%、164人）などがそれぞれ増加し、収賄・贈賄（33.6%、44人）、横領・背任（13.0%、2,477人）、盗品等関係（12.6%、211人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	817,177	100.0	-7.4
公務執行妨害	2,494	0.3	-3.2
放火	901	0.1	6.3
住居侵入	7,818	1.0	-3.2
文書偽造	3,150	0.4	-10.1
強制わいせつ・強姦	5,257	0.6	3.2
賭博・富くじ	658	0.1	-1.5
収賄・贈賄	87	0.0	-33.6
殺人	1,469	0.2	-1.6
傷害	40,251	4.9	-0.8
自動車による過失致死傷等	561,861	68.8	-9.0
窃盗	114,812	14.0	-5.9
強盗	3,577	0.4	-6.6
詐欺	17,335	2.1	-2.3
恐喝	3,193	0.4	-8.5
横領・背任	16,568	2.0	-13.0
盗品等関係	1,461	0.2	-12.6
毀棄・隠匿	9,577	1.2	-3.8
暴力行為等処罰に関する法律	1,883	0.2	-3.3
その他の刑法犯	24,825	3.0	11.6

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成26年における特別法犯の通常受理人員は90,789人で、前年に比べると0.4% (335人) 増加している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、金融商品取引法(89.1%, 41人)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(71.8%, 79人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(57.4%, 218人)などがそれぞれ増加し、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(29.9%, 149人)、売春防止法(15.4%, 141人)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(8.5%, 301人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	90,789	100.0	0.4
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,240	3.6	-8.5
銃砲刀剣類所持等取締法	5,228	5.8	0.1
売春防止法	773	0.9	-15.4
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	2,386	2.6	2.4
ストーカー行為等の規制等に関する法律	598	0.7	57.4
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	110	0.1	-6.8
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	121	0.1	8.0
著作権法	453	0.5	37.3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,585	7.3	-5.4
金融商品取引法	87	0.1	89.1
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	350	0.4	-29.9
貸金業法	155	0.2	16.5
不正競争防止法	160	0.2	29.0
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	189	0.2	71.8
出入国管理及び難民認定法	4,948	5.4	19.5
その他の特別法犯	65,406	72.0	-0.1

なお、平成26年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、あへん法違反(85.7%, 12人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(37.5%, 117人)、大麻取締法違反(13.0%, 336人)はそれぞれ増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反(17.6%, 182人)、覚せい剤取締法違反(0.8%, 148人)はそれぞれ減少している。

平成21年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
大麻取締法	4,392 (100)	3,468 (79)	2,578 (59)	2,542 (58)	2,581 (59)	2,917 (66)
麻薬および向精神薬取締法	1,038 (100)	936 (90)	785 (76)	722 (70)	1,036 (100)	854 (82)
覚せい剤取締法	19,365 (100)	19,663 (102)	19,700 (102)	19,008 (98)	17,781 (92)	17,633 (91)
あへん法	29 (100)	23 (79)	19 (66)	4 (14)	14 (48)	26 (90)
麻薬特例法	230 (100)	251 (109)	208 (90)	413 (180)	312 (136)	429 (187)

(注) () 内の数は、平成21年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成26年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,244,330人で、未済となった被疑事件の人員の総数は19,124人である。前年に比べると、既済人員は7.3% (98,063人) 減少し、未済人員は4.1% (749人) 増加している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(4.0%, 10,576人)、自動車による過失致死傷等(9.0%, 55,754人)、道路交通法等違反(8.8%, 32,217人)は減少したが、特別法犯(0.5%, 484人)は増加している。未済人員については、刑法犯(1.7%, 148人)、特別法犯(6.8%, 225人)は減少したが、自動車による過失致死傷等(13.8%, 574人)、道路交通法等違反(27.3%, 548人)は増加している。

(※) 時効再起事件の人員(6人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,244,330	100.0	-7.3	19,124	100.0	4.1
刑法犯	257,088	20.7	-4.0	8,773	45.9	-1.7
特別法犯	92,709	7.5	0.5	3,072	16.1	-6.8
自動車による過失致死傷等	562,395	45.2	-9.0	4,724	24.7	13.8
道路交通法等違反	332,138	26.7	-8.8	2,555	13.4	27.3

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、平成26年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,446,782人)に対する未済人員(19,124人)の割合は1.3%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成26年の既済率は、総数は98.5%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成21年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数	99.2	99.1	99.0	98.7	98.6	98.5
刑法犯	97.9	98.0	97.7	96.7	96.8	96.7
特別法犯	98.0	97.8	97.3	96.7	96.5	96.8
自動車による過失致死傷等	99.6	99.6	99.5	99.4	99.3	99.2
道路交通法等違反	99.7	99.6	99.5	99.5	99.5	99.2

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成26年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は377,539人で6.9%（27,876人）、不起訴は772,221人で6.9%（56,872人）それぞれ減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成21年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合は同22年からほぼ横ばいに推移していたものの、同26年において増加に転じている。略式命令請求の割合は減少傾向にあって、起訴全体の割合も減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
起 訴	33.9	32.8	31.8	31.2	30.2	30.3
公 判 請 求	7.2	6.9	6.8	6.8	6.7	7.3
略 式 命 令 請 求	26.7	25.9	25.0	24.4	23.5	23.0
不 起 訴	56.6	57.8	59.1	60.5	61.8	62.1
そ の 他	9.5	9.3	9.0	8.3	8.0	7.6

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成26年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は90.8%で0.6ポイント低下し、嫌疑不十分は6.3%で0.3ポイント、その他は2.9%で0.3ポイントそれぞれ上昇している。

平成26年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯は70.1%で、自動車による過失致死傷等は10.0%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成21年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯は、平成22年から減少傾向にあり、同25年に増加したものの、同26年において再び減少した。自動車による過失致死傷等は、平成22年に減少し、その後は横ばいに推移していたものの、同26年において増加に転じた。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分		平成	22年	23年	24年	25年	26年
		21年					
刑 法 犯	公 判 請 求	48.0	46.6	45.9	45.2	44.9	45.0
	略 式 命 令 請 求	52.0	53.4	54.1	54.8	55.1	55.0
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	74.6	72.7	71.4	70.1	70.5	70.1
	略 式 命 令 請 求	25.4	27.3	28.6	29.9	29.5	29.9
自動車による過失致死傷等	公 判 請 求	10.0	9.6	9.7	9.6	9.3	10.0
	略 式 命 令 請 求	90.0	90.4	90.3	90.4	90.7	90.0

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成26年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成21年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあったものの、同25年以降増加に転じており、30歳～34歳はほぼ横ばいに推移している。

なお、40～44歳、45歳～49歳及び65歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 21年	22年	23年	24年	25年	平成26年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
18・19歳	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	0.6
20～24歳	13.8	13.3	13.1	12.8	12.9	13.0	13.8	8.5
25～29歳	12.4	12.1	11.5	11.3	11.1	10.9	11.4	7.7
30～34歳	11.5	11.2	10.7	10.5	10.8	10.5	11.0	8.0
35～39歳	11.8	11.8	11.6	11.3	10.8	10.7	10.9	9.5
40～44歳	9.8	10.1	10.3	10.8	10.9	11.2	11.2	10.7
45～49歳	7.9	8.2	8.2	8.6	8.7	9.1	9.1	9.0
50～54歳	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1
55～59歳	7.8	7.3	6.9	6.6	6.2	6.1	6.0	6.3
60～64歳	6.5	6.8	7.4	7.4	6.9	6.3	6.2	6.9
65～69歳	4.7	4.8	4.9	4.9	5.2	5.4	5.0	7.6
70歳以上	5.9	6.5	7.3	8.0	8.5	8.8	7.2	18.0

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成26年において起訴した人員は377,539人である。罪種別に見ると、刑法犯は77,405人で、起訴した人員の20.5%、特別法犯は48,022人で同12.7%、自動車による過失致死傷等は55,429人で同14.7%、道路交通法等違反は196,683人で同52.1%である。

平成26年の起訴率は32.8%で、前年と同率である。

平成21年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等を除き、減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪 種	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
刑 法 犯	43.9	42.5	41.9	40.7	38.9	38.5
特 別 法 犯	55.9	56.3	56.8	55.3	54.3	53.2
自動車による過失致死傷等	9.7	9.5	9.3	9.4	9.5	10.2
道路交通法等違反	71.1	70.2	68.2	65.7	64.2	62.5

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成21年以降の推移を見る（表12）と、前年に比べ、収賄・贈賄（23.6ポイント）、盗品等関係（6.0ポイント）、殺人（3.9ポイント）などが上昇し、強制わいせつ・強姦（3.9ポイント）、恐喝（3.8ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律（3.1ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
公務執行妨害	61.3	63.0	58.8	58.9	57.0	56.4
放火	52.9	50.4	44.3	44.1	48.1	45.7
住居侵入	44.7	45.6	43.0	42.0	41.4	40.2
文書偽造	61.9	56.9	52.9	45.7	43.7	45.3
強制わいせつ・強姦	53.8	53.3	51.4	49.6	47.3	43.4
賭博・富くじ	60.3	53.4	46.7	52.3	44.6	44.1
収賄・贈賄	72.7	84.3	82.0	61.1	60.3	83.9
殺人	48.6	38.3	37.1	31.8	30.7	34.6
傷害	47.0	46.8	44.9	43.0	39.3	37.2
自動車による過失致死傷等	9.7	9.5	9.3	9.4	9.5	10.2
窃盗	43.8	42.8	43.8	42.2	41.3	42.1
強盗	66.1	59.4	54.9	59.2	54.4	53.3
詐欺	65.4	60.1	54.7	55.0	53.3	55.0
恐喝	42.6	41.1	37.8	40.0	39.2	35.4
横領・背任	17.5	18.2	19.8	18.8	17.7	17.9
盗品等関係	34.8	26.1	30.9	25.5	22.4	28.4
毀棄・隠匿	25.5	24.9	25.0	25.0	23.5	24.3
暴力行為等処罰に関する法律	58.7	61.6	53.3	52.7	48.2	45.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間 (統計表第30, 31表関係)

平成26年において既済となった被疑事件 (※1) の処理期間 (※2) について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る (表13) と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯49.3%、特別法犯46.1%、総数48.4%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯78.3%、特別法犯74.5%、総数77.2%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯89.2%、特別法犯87.5%、総数88.7%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総 数	403,041	195,197	116,255	46,463	19,184	19,596	5,801	510	35
	(100.0)	(48.4)	(28.8)	(11.5)	(4.8)	(4.9)	(1.4)	(0.1)	(0.0)
刑 法 犯	288,019	142,134	83,621	31,536	12,811	13,346	4,153	388	30
	(100.0)	(49.3)	(29.0)	(10.9)	(4.4)	(4.6)	(1.4)	(0.1)	(0.0)
特 別 法 犯	115,022	53,063	32,634	14,927	6,373	6,250	1,648	122	5
	(100.0)	(46.1)	(28.4)	(13.0)	(5.5)	(5.4)	(1.4)	(0.1)	(0.0)

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成26年における少年被疑事件の通常受理人員は95,532人で、前年に比べると11.8% (12,779人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と、刑法犯は13.5% (8,841人)、特別法犯は0.1% (3人)、道路交通法等違反は10.0% (1,957人)、自動車による過失致死傷等は9.4% (1,978人) それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男子が83.3%を占めている。前年に比べると、男子は10.4% (9,276人) 減少し、女子も18.0% (3,503人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	95,532	100.0	-11.8
刑 法 犯	56,548	59.2	-13.5
特 別 法 犯	2,284	2.4	-0.1
自動車による過失致死傷等	19,142	20.0	-9.4
道路交通法等違反	17,558	18.4	-10.0
男	79,558	83.3	-10.4
女	15,974	16.7	-18.0

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成21年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、全ての罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
総 数	100	94	86	76	69	61
刑 法 犯	100	95	87	74	65	56
特 別 法 犯	100	91	78	75	71	71
自動車による過失致死傷等	100	94	89	87	84	77
道路交通法等違反	100	92	81	74	70	63
男	100	94	87	78	71	63
女	100	92	81	69	62	51

(注) 1 平成21年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成26年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べて、詐欺(25.8%, 265人)、文書偽造(20.3%, 26人)、放火(14.8%, 12人)が増加したほかは、恐喝(26.7%, 299人)、公務執行妨害(22.4%, 59人)、横領・背任(18.4%, 1,796人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	75,690	100.0	-12.5
公 務 執 行 妨 害	204	0.3	-22.4
放 火	93	0.1	14.8
住 居 侵 入	2,181	2.9	-10.0
文 書 偽 造	154	0.2	20.3
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	582	0.8	-0.7
殺 人	49	0.1	0.0
傷 害	5,829	7.7	-16.3
自動車による過失致死傷等	19,142	25.3	-9.4
窃 盗	32,384	42.8	-13.6
強 盗	634	0.8	-17.2
詐 欺	1,291	1.7	25.8
恐 喝	820	1.1	-26.7
横 領 ・ 背 任	7,984	10.5	-18.4
盗 品 等 関 係	891	1.2	-16.4
暴力行為等処罰に関する法律	359	0.5	-14.9
そ の 他 の 刑 法 犯	3,093	4.1	-4.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、大麻取締法違反は103人で51.5%（35人）増加しており、覚せい剤取締法違反は126人で18.2%（28人）、麻薬及び向精神薬取締法違反は7人で53.3%（8人）、毒物及び劇物取締法違反は14人で68.2%（30人）それぞれ減少している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7, 9, 10, 27表関係）

平成26年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は7.7%で、前年に比べると0.4ポイント減少している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成21年以降の推移を罪種別に見る（表17）と、一般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平 成					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総 数	9.6	9.4	9.1	8.4	8.1	7.7
刑 法 犯	31.8	31.1	30.3	26.6	24.7	22.1
特 別 法 犯	2.9	2.8	2.6	2.5	2.5	2.5
自動車による過失致死傷等	3.5	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4
道路交通法等違反	5.6	5.6	5.4	5.2	5.4	5.3

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

平成26年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、詐欺（1.6ポイント）、文書偽造（1.2ポイント）などであり、減少している罪名は、恐喝（6.4ポイント）、横領・背任（3.2ポイント）、盗品等関係（2.8ポイント）などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係（61.0%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	9.3	90.7
公 務 執 行 妨 害	8.2	91.8
放 火	10.3	89.7
住 居 侵 入	27.9	72.1
文 書 偽 造	4.9	95.1
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	11.1	88.9
殺 人	3.3	96.7
傷 害	14.5	85.5
自動車による過失致死傷等	3.4	96.6
窃 盗	28.2	71.8
強 盗	17.7	82.3
詐 欺	7.4	92.6
恐 喝	25.7	74.3
横 領 ・ 背 任	48.2	51.8
盗 品 等 関 係	61.0	39.0
暴力行為等処罰に関する法律	19.1	80.9
そ の 他 の 刑 法 犯	8.8	91.2

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成26年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る（表19）と、前年に比べて、14・15歳は17.8%（4,463人）、16・17歳は13.9%（3,649人）、18・19歳は7.7%（2,707人）といずれも減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	75,690	100.0	-12.5
14・15 歳	20,594	27.2	-17.8
16・17 歳	22,692	30.0	-13.9
18・19 歳	32,404	42.8	-7.7

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成21年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳の割合は減少傾向にあったが、同26年において増加に転じており、16・17歳の割合は同22年からは横ばいに推移していたが、同26年において減少している。また、18・19歳の割合は増加傾向にあったが、同26年において減少に転じている。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	32.0	31.8	31.6	29.3	24.8	27.2
16・17 歳	32.4	31.8	31.9	31.7	31.6	30.0
18・19 歳	35.6	36.4	36.5	39.1	43.6	42.8

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成26年における外国人被疑事件の通常受理人員は18,430人で、前年に比べると7.0%（1,212人）増加している。罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は2.7%（254人）、特別法犯は12.5%（958人）それぞれ増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,430	100.0	7.0
刑 法 犯	9,829	53.3	2.7
特 別 法 犯	8,601	46.7	12.5

平成26年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（38.8%、472人）、タイ（31.8%、109人）、中国（11.3%、641人）などが増加し、イラン（18.4%、35人）、ペルー（13.0%、61人）、スリランカ（6.8%、10人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,430	100.0	7.0
中 国	6,326	34.3	11.3
韓 国・朝 鮮	4,268	23.2	-0.1
ベ ト ナ ム	1,687	9.2	38.8
フ ィ リ ピ ン	1,325	7.2	3.4
ブ ラ ジ ル	1,069	5.8	-5.3
タ メ リ カ 合 衆 国	452	2.5	31.8
ア メ リ カ 合 衆 国	446	2.4	1.8
ペ ル ー	410	2.2	-13.0
イ ラ ン	155	0.8	-18.4
ス リ ラ ン カ	136	0.7	-6.8
そ の 他	2,156	11.7	-6.7

平成26年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は13,395人で、前年に比べると6.0%（760人）増加している。罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は1.0%（63人）、特別法犯は11.3%（697人）それぞれ増加している。また、平成26年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は72.7%で、前年に比べると0.7ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は66.6%で1.1ポイント、特別法犯は79.6%で0.9ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	13,395	100.0	6.0	72.7
刑法犯	6,549	48.9	1.0	66.6
特別法犯	6,846	51.1	11.3	79.6

平成26年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（37.4%、434人）、タイ（36.6%、105人）、中国（9.2%、445人）などが増加し、イラン（20.9%、34人）、ペルー（17.4%、66人）、ブラジル（11.2%、103人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	13,395	100.0	6.0	72.7
中国	5282	39.4	9.2	83.5
韓国・朝鮮	1679	12.5	-0.2	39.3
ベトナム	1595	11.9	37.4	94.5
フィリピン	971	7.2	-1.1	73.3
ブラジル	813	6.1	-11.2	76.1
タイ	392	2.9	36.6	86.7
ペルー	314	2.3	-17.4	76.6
アメリカ合衆国	279	2.1	-3.5	62.6
イラン	129	1.0	-20.9	83.2
スリランカ	127	0.9	-6.6	93.4
その他	1,814	13.5	-3.9	90.3

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成26年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、強制わいせつ・強姦（32.5%、54人）、公務執行妨害（17.3%、19人）、殺人（16.7%、8人）などが増加し、賭博・富くじ（22.2%、4人）、強盗（19.2%、41人）、文書偽造（16.9%、68人）などが減少している。特別法犯では、大麻取締法（28.7%、41人）、出入国管理及び難民認定法違反（20.4%、757人）、関税法（14.6%、24人）などが増加したほかは、あへん法（40.0%、2人）、外国人登録法（33.3%、1人）、麻薬及び向精神薬取締法（8.0%、9人）などがそれぞれ減少している。

構成比で見ると、窃盗が24.5%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が24.3%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,430	100.0	7.0
刑 法 犯	9,829	53.3	2.7
公 務 執 行 妨 害	129	0.7	17.3
住 居 侵 入	239	1.3	3.9
文 書 偽 造	334	1.8	-16.9
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	220	1.2	32.5
賭 博 ・ 富 く じ	14	0.1	-22.2
殺 人	56	0.3	16.7
傷 害	1,958	10.6	5.2
窃 盗	4,520	24.5	7.3
強 盗	173	0.9	-19.2
詐 欺	574	3.1	-13.8
恐 喝	76	0.4	-12.6
横 領 ・ 背 任	398	2.2	-3.6
盗 品 等 関 係	116	0.6	-5.7
暴力行為等処罰に関する法律	95	0.5	-6.9
そ の 他 の 刑 法 犯	927	5.0	0.7
特 別 法 犯	8,601	46.7	12.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	603	3.3	-5.0
銃砲刀剣類所持等取締法	208	1.1	6.1
売 春 防 止 法	142	0.8	3.6
大 麻 取 締 法	184	1.0	28.7
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	103	0.6	-8.0
覚 せ い 剤 取 締 法	876	4.8	-6.4
あ へ ん 法	3	0.0	-40.0
関 税 法	188	1.0	14.6
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	4,473	24.3	20.4
外 国 人 登 録 法	2	0.0	-33.3
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,819	9.9	14.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成26年における全被疑者の通常受理人員(346,105人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。)に占める外国人被疑者の割合は5.3%で,前年に比べると,0.5ポイント増加している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると,刑法犯では,文書偽造(10.6%),盗品等関係(7.9%),公務執行妨害(5.2%)などが,特別法犯では,出入国管理及び難民認定法違反(90.4%),外国人登録法違反(100.0%),関税法違反(49.7%)などが高い割合を示している。

平成26年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る(表26)と,刑法犯では,賭博・富くじ(75.0%,3人),強制わいせつ・強姦(29.8%,37人),公務執行妨害(25.4%,15人)などが増加し,詐欺(22.3%,96人),文書偽造(19.1%,67人),強盗(18.0%,25人)などが減少している。特別法犯では,大麻取締法(19.4%,21人),出入国管理及び難民認定法違反(18.3%,627人)などが増加したほか,あへん法(50.0%,2人),銃砲刀剣類所持等取締法(10.4%,14人)などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	13,395	100.0	6.0
刑法犯	6,549	48.9	1.0
公務執行妨害	74	0.6	25.4
住居侵入	167	1.2	7.7
文書偽造	284	2.1	-19.1
強制わいせつ・強姦	161	1.2	29.8
賭博・富くじ	7	0.1	75.0
殺人	40	0.3	21.2
傷害	1,150	8.6	2.1
窃盗	3,181	23.7	6.7
強盗	114	0.9	-18.0
詐欺	335	2.5	-22.3
恐喝	32	0.2	-5.9
横領・背任	241	1.8	1.3
盗品等関係	89	0.7	1.1
暴力行為等処罰に関する法律	65	0.5	12.1
その他の刑法犯	609	4.5	-8.6
特別法犯	6,846	51.1	11.3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	418	3.1	-6.7
銃砲刀剣類所持等取締法	120	0.9	-10.4
売春防止法	105	0.8	8.2
大麻取締法	129	1.0	19.4
麻薬及び向精神薬取締法	76	0.6	-9.5
覚せい剤取締法	547	4.1	-10.2
あへん法	2	0.0	-50.0
関税	175	1.3	18.2
出入国管理及び難民認定法	4,054	30.3	18.3
外国人登録法	2	0.0	0.0
その他の特別法犯	1,218	9.1	11.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成26年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造 (85.0%)、盗品等関係 (76.7%)、強制わいせつ・強姦 (73.2%) などが、特別法犯では、外国人登録法 (100.0%)、関税法違反 (93.1%)、出入国管理及び難民認定法違反 (90.6%) などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕 (統計表第41, 43表関係)

平成26年に既済となった被疑事件 (※) の人員のうち、逮捕された者は125,767人で、前年に比べると1.3% (1,676人) 減少し、26年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は36.3%で前年より0.6ポイント低下している。

(※) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る (表27) と、逮捕された者の人員は、刑法犯は1.7% (1,609人)、特別法犯は0.2% (67人) それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は36.1%で前年より0.8ポイント上昇し、特別法犯は36.9%で前年より0.3ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	346,530	125,767	36.3	-1.3	220,763	63.7	-3.7
刑法犯	257,062	92,778	36.1	-1.7	164,284	63.9	-5.2
特別法犯	89,468	32,989	36.9	-0.2	56,479	63.1	1.0

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成21年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	32.1	32.0	33.0	34.8	35.7	36.3
逮捕されなかった者	67.9	68.0	67.0	65.2	64.3	63.7

平成26年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は10,220人（17.4%）、同成人は115,519人（44.0%）であり、前年に比べると、少年は9.7%（1,098人）、成人は0.5%（583人）それぞれ減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は111,966人（40.5%）、同女子は13,798人（29.4%）であり、前年に比べると、男子は1.4%（1,588人）、女子は0.7%（91人）それぞれ減少している。

平成26年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が172人（0.1%）、警察から身柄送致が117,454人（93.4%）、警察で身柄釈放が8,141人（6.5%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が49人（22.2%）、警察から身柄送致が1,665人（1.4%）それぞれ減少し、警察で身柄釈放が38人（0.5%）増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	125,767	100.0	-1.3
検 察 庁 逮 捕	172	0.1	-22.2
警 察 から 身 柄 送 致	117,454	93.4	-1.4
警 察 で 身 柄 釈 放	8,141	6.5	0.5

また、平成26年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は70,888人（56.4%）、不起訴は45,046人（35.8%）、中止は79人（0.1%）、家庭裁判所送致は9,754人（7.8%）であり、前年に比べると、起訴は1.5%（1,115人）減少し、不起訴は1.2%（524人）増加している。

(2) 勾留（統計表第41, 42, 44表関係）

平成26年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は109,258人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の92.9%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は106,806人で、勾留請求した者の97.8%を占めている。

また、勾留された者（※）は106,825人で、前年に比べると2.6%（2,885人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成26年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べ、勾留中公判請求は49,330人で1.6%（810人）、勾留中略式命令請求は11,625人で7.5%（943人）、勾留中家裁送致は6,464人で10.7%（771人）、釈放は39,393人で0.9%（366人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	106,825	100.0	-2.6
勾 留 中 公 判 請 求	49,330	46.2	-1.6
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	11,625	10.9	-7.5
勾 留 中 家 裁 送 致	6,464	6.1	-10.7
釈 放	39,393	36.9	-0.9
そ の 他	13	0.0	62.5

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は4,593人（11.7%）、不起訴は33,873人（86.0%）、中止は61人（0.2%）、家庭裁判所送致は866人（2.2%）である。

平成26年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は65,556人（61.4%）、不起訴は33,964人（31.8%）、中止は61人（0.1%）、家庭裁判所送致は7,244人（6.8%）であり、前年に比べると、起訴は2.6%（1,754人）、不起訴は0.9%（299人）それぞれ減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構 成 比 (%)	対 前 年 比 (%)
総 数	106,825	100.0	-2.6
起 訴	65,556	61.4	-2.6
不 起 訴	33,964	31.8	-0.9
起 訴 猶 予	24,392	22.8	-0.4
嫌 疑 不 十 分	7,476	7.0	-1.2
そ の 他	2,096	2.0	-5.3
中 止	61	0.1	-29.9
家 裁 送 致	7,244	6.8	-10.0

平成26年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,106人（1.0%）、10日以内は38,715人（36.2%）、15日以内は4,941人（4.6%）、20日以内は61,942人（58.0%）、25日以内は19人（0.0%）、25日を超えるは102人（0.1%）である。

なお、平成26年において勾留期間の延長を請求した者は67,126人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は67,022人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は42,444人で、延長が許可された者の63.3%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成26年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は144,100人で全体の60.9%を占め、前年に比べると0.7ポイント上昇している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は40.2%で0.8ポイント、特別法犯は36.7%で0.6ポイントそれぞれ低下している。

（※）前科不詳者，法人，自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	236,437	144,100	92,337
男	201,572	116,695	84,877
女	34,865	27,405	7,460
刑 法 犯	156,580	93,559	63,021
男	132,471	74,722	57,749
女	24,109	18,837	5,272
特 別 法 犯	79,857	50,541	29,316
男	69,101	41,973	27,128
女	10,756	8,568	2,188

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成21年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	60.6	60.2	57.8	58.6	59.0	59.8
前 科 者	39.4	39.8	42.2	41.4	41.0	40.2

平成26年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、盗品等関係（8.6ポイント）、強盗（6.2ポイント）、放火（4.1ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、殺人（6.4ポイント）、収賄・贈賄（3.4ポイント）、文書偽造（2.1ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、放火、殺人などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	52.3	47.7
放火	69.0	31.0
住居侵入	61.2	38.8
文書偽造	63.7	36.3
強制わいせつ・強姦	66.2	33.8
賭博・富くじ	69.2	30.8
収賄・贈賄	78.5	21.5
殺人	66.9	33.1
傷害	61.8	38.2
脅迫	55.2	44.8
窃盗	57.0	43.0
強盗	63.9	36.1
詐欺	57.3	42.7
恐喝	50.7	49.3
横領・背任	67.8	32.2
盗品等関係	62.9	37.1
毀棄・隠匿	55.1	44.9
暴力行為等処罰に関する法律	48.8	51.2

注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成26年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると, 初犯者の割合の高い罪名は, 外国人登録法違反(100.0%, 対前年比同率), 公職選挙法違反(76.4%, 同6.8ポイント低下), 職業安定関係(76.0%, 同20.7ポイント上昇), 公職選挙法(76.4%, 同6.8ポイント低下), 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(72.1%, 同0.9ポイント低下), 売春防止法違反(67.2%, 同1.4ポイント低下)などである。また, 前科者の割合の高い罪名は, 覚せい剤取締法違反(74.8%, 同1.3ポイント上昇), 毒物及び劇物取締法違反(73.4%, 対前年比1.9ポイント低下)などである。

(2) 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成26年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると, 初犯者では刑法犯は41.0%(前年41.3%), 特別法犯は49.7%(同50.7%)であり, 前科者では刑法犯は62.0%(同62.1%), 特別法犯は73.3%(同73.8%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と, 公訴提起率が高い罪名は, 順に, 初犯者では, 収賄・贈賄(95.2%), 強盗(91.4%), 強制わいせつ・強姦(88.3%), 殺人(83.2%)などであり, 前科者では, 強盗(94.9%), 強制わいせつ・強姦(93.2%), 殺人(92.6%), 収賄・贈賄(82.4%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	56.3	66.0
放火	74.0	80.8
住居侵入	42.6	55.5
文書偽造	60.7	71.5
強制わいせつ・強姦	88.3	93.2
賭博・富くじ	41.4	52.9
収賄・贈賄	95.2	82.4
殺人	83.2	92.6
傷害	36.2	49.0
脅迫	50.2	60.0
窃盗	35.6	66.7
強盗	91.4	94.9
詐欺	69.8	72.0
恐喝	48.4	52.9
横領・背任	15.5	29.9
盗品等関係	37.2	50.0
毀棄・隠匿	52.9	68.9
暴力行為等処罰に関する法律	38.0	63.0

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法違反は初犯者89.7%、前科者92.8%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者77.4%、前科者87.1%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者63.8%、前科者73.4%、大麻取締法違反は初犯者65.8%、前科者66.9%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成26年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は108人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は89人で、検察官が控訴した被告事件の82.4%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成26年において既済となった人員を既済事由別に構成比で見ると（表36）と、破棄自判の構成比が61.7%と最も高く、次いで控訴棄却が22.6%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	115	100.0
破 棄 自 判	71	61.7
破棄差戻し・破棄移送	2	1.7
控 訴 棄 却	26	22.6
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	16	13.9

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の36人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは19人（52.8%）、破棄差戻し・破棄移送は2人（5.6%）、控訴棄却は15人（41.7%）である。また、原判決が有罪の69人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは38人（55.1%）、刑が同じは9人（13.0%）、公訴棄却は2人（2.9%）、控訴棄却は11人（15.9%）で、その他は9人（13.0%）である。

(2) 上告（統計表第59, 61表関係）

平成26年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は2人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成26年において既済となった人員も9人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成26年において確定裁判を受けた人員は337,794人で、前年に比べると7.5%（27,497人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（12.5%、1人）、懲役（0.3%、178人）、禁錮（1.6%、50人）、罰金（8.8%、27,095人）、科料（5.5%、142人）のいずれも減少している。

また、無罪は4.9%（6人）、公訴棄却は7.5%（26人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	337,794	100.0	-7.5
死 刑	7	0.0	-12.5
懲 役	52,585	15.6	-0.3
禁 錮	3,124	0.9	-1.6
罰 金	279,221	82.7	-8.8
拘 留	4	0.0	0.0
科 料	2,417	0.7	-5.5
無 罪	116	0.0	-4.9
公 訴 棄 却	319	0.1	-7.5
そ の 他	1	0.0	-

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成21年以降の推移を刑の種類別に見ると（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
懲役	100	95	87	85	77	77
禁錮	100	100	96	96	94	93
罰金	100	94	85	80	72	65

(注) 平成21年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成21年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については平成22年から増加傾向にあったものの、同26年において減少に転じている。また、禁錮の実刑については平成22年から減少傾向にあり、同25年に増加したものの、同26年において再び減少した。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分		平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	42.0	42.6	43.5	43.6	44.2	42.7
	執行猶予	58.0	57.4	56.5	56.4	55.8	57.3
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	5.7	4.4	3.7	3.3	3.7	2.3
	執行猶予	94.3	95.6	96.3	96.7	96.3	97.7

平成26年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る(表40)と、前年と比較して、懲役では、1年以下が5.5%、3年以下が1.8%、5年以下が7.9%、10年以下が6.0%、20年以下が15.7%、20年を超えるが50.0%、無期が26.3%それぞれ減少し、15年以下が2.3%増加している。また、禁錮では1年以下が44.8%、3年以下が34.2%、3年を超えるが37.5%それぞれ減少した。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分		人員	構成比 (%)
懲役	計	22,430	100.0
	1年以下	5,509	24.6
	3年以下	13,329	59.4
	5年以下	2,391	10.7
	10年以下	919	4.1
	15年以下	175	0.8
	20年以下	59	0.3
	20年を超える	20	0.1
	無期	28	0.1
禁錮	計	73	100.0
	1年以下	16	21.9
	3年以下	52	71.2
	3年を超える	5	6.8
	無期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予(統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成26年において刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は33,208人で、前年に比べると2.1%(681人)増加している。

自由刑について、刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が30,155人(90.8%)、禁錮が3,051人(9.2%)であり、前年に比べると、懲役が2.3%(692人)増加し、禁錮が0.2%(7人)減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が66.5%と最も高く、次いで4年以上が22.2%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	33,208	100.0
1 年 以 上	6	0.0
2 年 以 上	932	2.8
3 年 以 上	22,090	66.5
4 年 以 上	7,384	22.2
5 年	2,796	8.4

平成26年において刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は4,535人（取り消された刑の種類は、懲役4,521人、禁錮14人）で、前年に比べると45人（1.0%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は4,291人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.6%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は711人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の16.6%を占めている。